

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年 11月 12日

東京都作業部会確認年月日 2019年 11月 27日

事業名

案件名 競技会場等における医療用備品及び医療用消耗品の調達

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		医療サービスを適切に提供するために必要不可欠な事業であり、必要な医療用備品をレンタルにより、また、医療用消耗品を購入により調達するものである。 よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費については、4分の1相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会における競技会場等各会場内の医療サービスの提供に必要な事業であり、大会の成功のために必須である。	
	効率性	・本事業は、V3予算額の範囲内であるとともに、配備品目、配置数量の精査などの経費削減を行っている。 ・さらに、大会後の有効活用の観点から、備品についてはレンタル契約による効率的な調達方法を採用している。	
	納得性	本事業は、複数の見積もりにより比較検討の上、競争入札により落札事業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、東京2020大会において医療サービスを適切に提供するために必要不可欠な事業であり、大枠合意に基づき公費負担の対象として適切といえる。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。